平成30年4月1日付人事体制

【基本方針】

- ≪ねらい1≫ 第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織とする。
- ≪ねらい2≫ 職員のマネジメント能力を育成・強化する仕組みを構築する。
- ≪ねらい3≫ 人事交流等による組織の活性化を図る。

【新体制概要】

1. 組織再編

前期基本計画の施策大綱に基づき、市長部局を5部21課49グループに再編する。

- ●管理部門を一元化するため、「総合政策部」を設置する。
- ●市民生活に身近な事務を一体的に行うため、「生活文化部」を設置する。
- ●就学前の子どもの教育・保育施策を一体的に行うために、幼稚園に係る業務を「健康福祉部」 で実施する。
- ●産業振興と都市基盤を一体的に捉えたまちづくりを推進するため、「産業建設部」を設置する。
- ●上下水道サービスの安定的な供給と、上下水道事業の健全経営を図るため、「上下水道部」 を設置する。
- ●多様な危機事案に一元的に対応するために、「防災安全課」を独立して設置する。
- ●新たな行政需要に的確かつスピーディに対応するため、担当部署を新設する。 (子ども未来課、まちづくり協働課、防災安全課、国体推進グループ、亀山駅前整備グループ、 住まい推進グループなど)

2. マネジメント機能の強化

- ●組織を部・室の2層体制から、部・課・グループの3層体制とする。
- ●部の業務範囲を拡大するとともに、現行の室の業務範囲を拡大する課を設置する。
- ●業務範囲を拡大した部に次長を配置し、業務範囲の大きい部のマネジメント能力を養成する。 (財務担当、文化振興担当、子ども・子育て担当、駅前整備担当)
- ●重要施策の推進を図るため、理事及び参事を配置する。 (健康都市推進、まちづくり協議会、公共事業推進、都市計画、図書館建設)
- ●課の下位にグループを設置し、グループリーダーを配置する。 グループリーダーが業務を統括することで、将来、管理職となるための自覚とスキルを養成する。

3. 人事交流等

●国、三重県及び他の自治体等との人事交流を積極的に行うとともに、高齢者再任用職員の効果的な活用により、組織の活性化と人材の育成を図る。

(1)都市整備及び土木部門の体制強化のため、国土交通省との人事交流
(2)文化財建造物部門の体制強化のため、文化庁との人事交流
(3)特定行政庁推進のため、三重県との人事交流
(4)地方行財政制度のエキスパート養成のため、三重県へ研修派遣(新規)
(5)組織の活性化のため、津市との人事交流
(6)三重地方税管理回収機構へ事務職員の研修派遣
(7)公益的法人へ職員の派遣
(8)高齢者再任用制度の活用 消防職3人、事務職5人、技術職(土木)1人、保育士·幼稚園教諭3人、応接員1人
※参考《平成30年4月1日採用職員》 事務職10人、事務職(身体障がい者含む)1人、技術職(建築)1人、 保育士・幼稚園教諭3人、消防職3人、医療職(看護師)3人